

「個人情報保護法改正への対応についての質問状」回答集計表

2022/03/01 かながわ市民オンブズマン

	質問 1	質問 2	質問 3	質問1	質問2	質問3
1 神奈川県	①	②	③	情報公開・個人情報保護審議会に諮問、令和4年5月ころ答申予定	規則制定時にはパブコメ実施予定(県民意見反映手続要綱に基づく)	現行条例と改正法の実質的な効果の差異について国の解釈等を踏まえて確認し、必要に応じて国に照会しながら、本県に必要な保護措置の確保を図る
2 横浜市	②	③	①	個人情報保護審議会、情報公開・個人情報保護審査会に令和4年3月頃から意見を聴く予定	未定	(所管課の姿勢)
3 川崎市	①	③	③	川崎市情報公開運営審議会(未定)	必要性について検討中	基本的には国の解釈が示されればそれに従うこととなるが、これまでの条例による施策を維持できるものは、今後も維持することを基本に検討する
4 相模原市	②	③	③	令和4年3月頃	パブコメの実施については未定	国の解釈が示されればそれに従うこととし、個人情報保護のために必要な施策を行っていくこととしたい
5 横須賀市	②	①	③	担当課内で論点を抽出して、対応すべき内容を検討中。②記パブコメ実施前に、審議会へ諮問予定	条例改正案について、令和4年夏頃にパブコメ実施予定	法律の解釈であるから、原則として所管官庁の解釈によるが、その中で個人情報保護の水準が後退しないよう条例等を規定し、運用していきたい。また国の説明会を受け、多くの質問及び意見を出している
6 平塚市	②	①	③	個人情報保護委員会から示されたガイドラインや県内自治体の動きを確認しつつ、本市の対応について、検討を進めている。審議会への諮問は、諮問内容や本市としての考え方等を整理した上で進めるべきと考えているため、時期等は未定。早期にとは考えている。	令和4年度に個人情報保護法施行条例のパブコメを実施予定	国の解釈が示されればそれに従うことが考えられるものの、実務を行う職員の意識、職場の安全管理等については、これまで条例で対応してきた取り組みを後退させないよう進めていきたいと考えている
7 鎌倉市	②	①	①	国から示されたガイドライン(案)等を確認している。また、今後審議会に諮問することを予定している	意見公募手続を実施することを検討している	
8 藤沢市	②	①	②	法改正に対応するため、今後の進め方を含め検討中、審議会等への諮問は令和4年4月以降を予定	条例改正の際には、パブコメを実施	
9 小田原市	②	①	①	内部で改正条例の案を検討している。なお、審議会への諮問等の対応については検討中	改正条例案に対するパブコメを実施する予定	
10 茅ヶ崎市	②	①	③	令和4年1月末に情報公開・個人情報保護審議会への諮問を予定している。答申の予定は令和4年5月末頃	令和4年7～8月頃にパブコメを行うことを検討している	「共通ルール(法)よりも保護の水準を高めるような規定を条例で定めることは、必ずしも否定されるものではない」が、「共通ルールを設ける主旨が個人情報の保護とデータ流通の両立を図る点にあることを踏まえると、地方公共団体が条例で独自の保護措置を規定できるのは特にそのような措置を講ずる必要がある場合に限ることとする」と国が方針を示していることから、本市においては、「特にそのような措置を講ずる必要がある場合」について、現在の条例の個人情報の保護と市民サービスの水準を保つ方向で、データ流通と個人情報の保護のバランスを見つつ方向性について検討していくことを考えている
11 逗子市	②	①	③	個人情報保護運営審議会への諮問を令和4年4月頃予定している。	パブコメの実施を予定している	国の解釈が示されれば従うことになるが、これまでの個人情報保護条例による施策を後退させないよう取り組んでいきたいと考えている

12	三浦市	②	①	②	担当課で検討課題の抽出、関係部署等の調整、照会を行う予定。審議会へは令和4年6月頃に諮問を予定している。	パブコメの実施	
13	秦野市	③	③	①		今後検討したいと考えている	これまでの個人情報保護条例による施策を後退させないという観点で取り組む
14	厚木市	③	①	①		市民参加条例に規定する市民参加の機会を設ける予定	
15	大和市	②	③	③	改正法の施行に必要な事項を定める本市制定の施行条例において規定する事項の検討を進めている。審査会(本市では条例上審査会となる)への諮問は、令和4年10月を予定している	パブコメ実施の可否を含めて検討して	改正法の建付け上、改正法は地方公共団体に直接適用されることとなるが、本市においては、個人情報保護委員会から示されるガイドライン等を参照の上、改正法の趣旨に沿って本市の施行条例の制定準備を進めていく
16	伊勢原市	②	①	③	検討内容:個人情報保護条例の改正スケジュールの確認、審査会への諮問時期:未定	パブコメの実施	基本的には国の解釈に基づき対応する
17	海老名市	②	②	③	改正に係るスケジュール等検討中、審査会への諮問時期等未定		改正個人情報保護法の改正趣旨に鑑み、国から示されるガイドライン等に基づき運用を行う。改正法と現行の当市条例との間に齟齬がある場合は、改正法で許容される範囲で、対応する予定
18	座間市	②	①	③	条例改正について審査会に諮る予定。時期は未定	パブコメ	法改正の趣旨に鑑み、今後国から発出されるガイドライン等を参考に条例の見直しを行うとともに、差異が生じる部分については個別に検討する
19	南足柄市	②	①	③	現行の個人情報保護条例の改正等に当たり必要な情報の収集をし、課内で打ち合わせを行っている。当市の審議会への説明は、令和4年5月頃を予定している	条例案を作成し、令和4年8月頃までにパブコメを実施する予定	個人情報の保護と利活用の均衡を図る観点から本市における個人情報保護条例及び関係法規並びに取扱いに関する運用を慎重に見直し、検討していく必要があると考える
20	綾瀬市	②	③	③	改正個人情報保護法において条例に委任されている事項を中心に検討している。個人情報保護審査会へも令和4年7月ごろまでに意見を伺う予定	パブコメを実施することを検討している	現行の個人情報保護条例による施策を踏まえた上で適正な対応を検討していく
21	葉山町	②	③	③	現在条例案について検討中。案が決定次第審査会へ諮問予定	未定。改正する条例の内容によって決定する	方針はまだ未定だが、解釈上市町村に裁量の余地があるならば、後退させないという観点で取り組む予定
22	寒川町	②	①	③	国の示すガイドライン、運用等が確定次第	個人情報保護法の施行に伴う条例案	基本は国の解釈に従うが、個人情報保護の観点から必要があれば、法に抵触しない範囲で町独自の規定を設ける
23	大磯町	②	②	③	令和4年度に複数回、審議会への諮問を予定		国の解釈に従うが、個人情報保護において、現在より著しく後退することはないと考える
24	二宮町	③	③	③		未定	今後検討
25	中井町	③	③	①		今後検討していく	
26	大井町	③	③	③	今後検討したいと考えている	パブコメを実施するか検討中	国のガイドラインに従う予定だが、これまでの個人情報保護条例による施策を後退させないという観点で取り組みたいと考えている
27	松田町	③	①	①		内容については検討中	
28	山北町	③	③	①		現在、検討している	
29	開成町	③	③	①		今後検討予定	

30	箱根町	②	③	③	国のガイドラインや他市町村の考え方を踏まえ、対応を整理している中で、必要な項目については諮問等を検討しているが、時期は未定	条例改正に当たりパブコメの実施を検討している	関係法令及び国の解釈の範囲内で個人情報保護施策の推進に取り組んでいく
31	真鶴町	③	③	①		未定	
32	湯河原町	③	③	①		今後審議していく中で、パブコメ等の実施についても検討していきたいと考えている	
33	愛川町	③	③	③		未定	未定
34	清川村	③	③	③		未定	未定

集計結果

1 改正個人情報保護法への対応について、どのような取り組みをしていますか。

①内部での検討と合わせて審議会に諮問している

2 / 3 4 神奈川県・川崎市（予定）、なお茅ヶ崎市は令和4年1月末に諮問予定

②内部で検討を進めている

2 0 / 3 4

③今後検討したいと考えている

1 2 / 3 4

④目下のところ取り組む予定はない

0 / 3 4

⑤その他

0 / 3 4

2 改正個人情報保護法に対応する上で住民の意見を反映させることを予定されていますか。

①予定している

1 4 / 3 4 パブリック・コメント

②予定していない

3 / 3 4 神奈川県（ただし規則制定時はパブコメ実施予定）・海老名市・大磯町

③その他

1 7 / 3 4 未定 or パブコメ実施を検討中

3 改正個人情報保護法に対応する上での基本的な姿勢についてうかがいます。

①これまでの個人情報保護条例による施策を後退させないという観点で取り組む。

1 1 / 3 4 横浜市(所管課の姿勢)・鎌倉市・小田原市・秦野市・厚木市・中井町・松田町・山北町・開成町・真鶴町・湯河原町

②国の解釈が示されればそれに従う。その結果、これまでの個人情報保護条例による施策が後退することとなってもやむを得ないとする。

2 / 3 4 藤沢市・三浦市

③その他

2 0 / 3 4